

神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内中小企業者等に対して、仕事と育児及び介護の両立や外国人労働者の定着等に資する取組を促し、職場環境を整備することで、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、多様な人材一人ひとりが生き生きと働くことができる神奈川の実現を目指すことを目的とする「神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金（以下「奨励金」という。）」について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業をいう。
- (2) 卵子凍結 健康な女性が自らの希望に基づき、将来の妊娠に備えて自分の卵子を体外に取り出して保存することをいう。
- (3) 事業者 奨励金の交付を受けようとする者又は奨励金の交付を受けた者をいう。

(奨励金の対象事業等)

第3条 奨励金の対象事業は、事業者が実施する多様な人材が活躍できる職場環境を整備するための事業（以下「奨励金事業」という。）とし、事業者の範囲については別に定める。

(交付対象となる職場環境整備の条件)

第4条 知事は、奨励金事業の実施に際して必要と認める条件を付することができることとし、事業者はこれに従わなければならない。

(交付額)

第5条 各奨励金事業の奨励金の交付額は、次表記載の額とする。

奨励金事業	交付額	特記事項
仕事と育児の両立コース	20万円	
男性の育児休業取得促進コース	20万円	
仕事と不妊治療等の両立コース	20万円	
仕事と介護の両立コース	20万円	
外国人労働者の職場環境整備コース	20万円	
	40万円	別に定める取組を追加で実施した場合

(交付申請)

第6条 交付申請をしようとする者は、「令和7年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金交付申請書（第1号様式）」に次の書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 役員等氏名一覧表（第2号様式）
- (2) 奨励金振込口座情報（第3号様式）
- (3) 同意・誓約事項（第4号様式）
- (4) その他知事が別に定める書類

（交付等の決定）

第7条 知事は、前条の規定による申請があつた場合において、その内容を審査した上で奨励金の交付を決定したときは、「令和7年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金交付決定通知書（第5号様式）」により通知するものとする。また、不交付を決定したときは、「令和7年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金不交付決定通知書（第6号様式）」により通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げのできる期間）

第8条 奨励金の交付決定を受けた者が、申請の取下げのできる期間は、交付決定通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

2 前項の規定による申請の取下げを行う場合は、「令和7年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金取下届出書（第7号様式）」を、知事に提出しなければならない。

3 事業者から申請の取下げがあつた場合は、当該申請に係る奨励金の交付の決定はなかったものとみなす。

（実施する職場環境整備の変更）

第9条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ「令和7年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金変更承認申請書（第8号様式）」を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 実施する職場環境整備の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 職場環境整備の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より効果的な職場環境整備の目的達成に資するものと考えられる場合

イ 職場環境整備の目的及び事業能率に関係がない事業の細部の変更である場合

(2) 知事は、本条の承認をしたときは、「令和7年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金変更承認通知書（第9号様式）」により通知する。なお、交付決定額の変更を伴うときは、「令和7年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金変更交付決定通知書（第10号様式）」により通知するものとする。

(3) 知事は、本条の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（職場環境整備の中止・廃止）

第10条 事業者は、導入する職場環境整備の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ「令和7年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金中止（廃止）」

承認申請書（第 11 号様式）」を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 3 知事は、第 1 項の承認をする場合は、「令和 7 年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金中止（廃止）承認及び交付決定取消通知書（第 12 号様式）」により通知するものとする。

（暴力団排除）

第 11 条 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 10 条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）

第 2 条第 2 号に規定する暴力団

- (2) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

- (3) 法人にあつては、代表者又は役員の中に第 1 号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第 1 号に規定する暴力団員に該当するもの

- 2 知事は、必要に応じ事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、事業者が第 1 項各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

（立入検査等）

第 12 条 知事は、奨励金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、事業者に対して報告をさせ、又は産業労働局労働部雇用労政課の職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「立入検査等」という。）ができる。

- 2 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（実績報告）

第 13 条 事業者は、実績報告を「令和 7 年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金実績報告書（第 13 号様式）」に次の書類を添えて、知事が別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 仕事と育児の両立コースの場合（第 14 号様式）
- (2) 男性の育児休業取得促進コースの場合（第 15 号様式）
- (3) 仕事と不妊治療等の両立コースの場合（第 16 号様式）
- (4) 仕事と介護の両立コースの場合（第 17 号様式）
- (5) 外国人労働者の職場環境整備コースの場合（第 18 号様式）
- (6) その他知事が別に定める書類

（奨励金の額の確定）

第 14 条 知事は、前条の規定による実績報告があった場合においては、当該報告書の書類の審査及び

必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る職場環境整備の成果が、奨励金の交付決定の内容（第9条第2項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合するか調査し、適合すると認めたときは、交付すべき奨励金の額を確定する。

- 2 知事は、前項の規定により、第7条第1項の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、「令和7年度神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金額の確定通知書（第19号様式）」により、当該事業者に対し通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき
- (2) 本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき
- (3) 奨励金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき
- (4) 正当な理由がなく、立入検査等を拒んだため、奨励金の適正な交付に関し必要な確認をすることができなくなったとき
- (5) 第11条第1項各号のいずれかに該当するとき

- 2 前項の規定は、前条第1項の規定に基づく奨励金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 知事は、第1項又は第2項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する奨励金が交付されているときは、期限を付して当該奨励金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 4 事業者は、前項の規定による奨励金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該奨励金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 5 第3項の奨励金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（書類の整備等）

第16条 事業者は、奨励金に係る証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する証拠書類は、当該交付決定の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- 3 事業者が法人その他の団体である場合であつて、前項に規定する証拠書類の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類を引き継がなければならない。

（届出事項）

第17条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、文書をもつてその旨を速やかに知事に届け出るものとする。

- (1) 事業者の所在地、名称又は代表者を変更したとき

(2) 事業者が合併又は解散したとき

(実施細目)

第18条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月14日から施行する。

神奈川県男性の育児休業取得促進奨励金交付要綱については、廃止する。

この要綱は、令和6年10月25日から施行する。

この要綱は、令和7年6月11日から施行する。